

# 令和7年度 幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金 二次募集について

## 1 補助内容

幼児教育の質の向上のため、幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下の①から④に掲げる機能を1つ以上有するシステムの導入にあたって必要となる費用の一部を助成します。

- ① 教育に係る計画・記録に関する機能
- ② 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ③ 保護者等の連絡に関する機能
- ④ キャッシュレス決済に関する機能

### ！ 注意 ！

- あくまでシステム導入に対する補助金であるため、既存のシステムや既存の設備にかかる経費は対象外です。
- 教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保すること等を通じて、幼児教育の質の向上を図ることが目的です。教育の質向上に直接的に貢献すると言えないもの（事務職員のみが使用するシステム等）は対象外です。
- システム導入に経費がかかることが前提です。無料アプリの導入の場合には申請できません。
- PC やタブレット等、備品のみを購入する場合には申請できません。
- 他の補助事業と重複して申請することはできませんのでご留意ください。

### ！ 注意 ！

- 今回の募集では、  
・交付金内定後（※）から令和8年3月31日までの期間についてかかる経費で  
・交付金内定後（※）から令和8年3月31日までに  
・契約・導入（設置）・支払（領収書の発行）までの全てが行われる  
 ものについてのみ、補助に申請できます。  
 （※）現時点では、令和8年1月末に交付金の内定、それ以降に着手（契約）が可能となる見込みですが、着手可能時期は前後する可能性があります。
- 補助を受けるためには、契約・導入（設置）・支払（領収書の発行）までを年度内に確實に完了させることが必要です。書類のやり取りは年度内に終わらせたものの支払いが年度を超える等、年度内に行われていない内容があった場合は、返還となります。無理のないスケジュールであるか、必ずご確認ください。
- 令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）に導入予定がある場合は、今回の募集で申請することはできません。令和8年度の補助金に申請してください。  
 （※）意向調査の受付や交付金の内定連絡は、補助金の交付を決定するものではありません。交付申請書の審査の結果、対象外となる可能性がございます。
- 一つの園において令和7年度以降で補助を受けた最終年度から5年間は、補助を受けることができません。令和7年度補助金を交付された場合、令和11年度までは当補助金を申請することができなくなります。

※ 1①～④の機能のうち、異なる機能を有するシステムを導入する場合には対象となります  
 （例：令和7年度に①③の機能を有するシステムを申請。令和8年度は④の機能を有するシステムを申請）。

※ やむを得ない事情による場合はこの限りではありません。

## 2 補助対象事業者

学校法人立幼稚園、学校法人立幼稚園型認定こども園

学校法人立幼保連携型認定こども園、社会福祉法人立幼保連携型認定こども園

## 3 補助対象経費

### (1) 主な対象経費

※ 以下の項目に経費がかかっている場合のみ、補助に申請できます。

○幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、1 ①から④に掲げる機能を 1 つ以上有するシステムの導入経費

### (2) (1) がある場合に、主な対象経費に追加できる経費

○導入したシステムのために必須となる PC やタブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費（運搬費・調整費等の付帯経費は除く）

○システムのリース料、保守費、通信費（当年度分のみ）

○端末設置や通信環境整備にかかる工事費、設置費（通信環境の整備については、大規模な施設改修にあたるものと除く）

## 4 補助対象経費の上限・補助金額

### (1) 補助対象経費

学級数により、補助対象経費の上限額が異なります。

・6 学級以下の場合：1 施設当たり 100 万円まで

・7 学級以下の場合：1 施設当たり 150 万円まで

※ 学級数については、原則として今年度の学校基本調査で回答する学級数とします。

※ 学校基本調査においては 0 ~ 2 歳児の学級数を回答しないため、認定こども園における 3 号児の学級数については以下の算定方法により算定してください。

(3 号児学級数) = (0 歳児在園児数) × 1 / 3 + (1 ~ 2 歳児在園児数) × 1 / 6

### (2) 補助金額

#### 補助対象経費の 1 / 2 (千円未満切捨て)

・6 学級以下の場合、**補助金額は最大 50 万円**（補助対象経費の上限額の 1 / 2）

・7 学級以上の場合、**補助金額は最大 75 万円**（補助対象経費の上限額の 1 / 2）

※ 補助対象経費が上限額を下回る場合には、補助対象経費の 1 / 2

（例：補助対象経費が 80 万円の場合には、学級数に関わらず補助金額は 40 万円）